

ドイツ労働組合総同盟全国大会における

労使労働共同体の問題

——ニュルンベルク大会とライプツィヒ大会を中心に——

白 井 英 之

— はじめに

一九一九年、ニュルンベルクで開催された自由労働組合 *die Freien Gewerkschaften* 大会は、その第五議題を労使労働共同体⁽¹⁾に関する討論にあてていた。ここでは労使労働共同体に各組合が参加することを推奨したアドルフ・ローエン *Adolf Cohen* の提案⁽²⁾が賛成四二〇票(三一〇九、三四六人)、反対一八一票(一、四九七、一八一一人)で採択され、大戦末期から自由労働組合が推進してきた労使労働共同体政策が承認されるとともに、その方針を以後も貫いていくことでひとまず意思統一がはかられる形になった。ニュルンベルク大会で改組され、新たな組織として出発した自由労働組合は、名称をドイツ労働組合総同盟 *der Allgemeine Deutsche Gewerkschaftsbund* (以下、ADGBと略記)と改称し、それから三年後の一九二二年にライプツィヒで第一回のADGB大会を開催する。ここでもやはり、労使労働共同体が議題のひとつに取り上げられた。そこで討議されたのは、ADGBが

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

カ使労働共同体にとどまるべきか否かという問題であった。大会代議員による投票の結果は、脱退賛成三四五票（三、五八二、三二六人）、反対三二七票（三、八〇三、一八六人）で、脱退賛成派の代議員票数の方が多かったが、投票規定によりかろうじて脱退反対派が勝利をおさめ、A D G Bは依然として労使労働共同体にとどまることになった。⁽⁴⁾

前稿において筆者は、労使労働共同体研究の課題のひとつとして、その担い手の一方である労働組合側からの接近を提示しておいた。⁽⁵⁾ 本稿は労働組合大会で生じた以上のような事態を手がかりとして、この課題解明に向けて、当時のA D G B内部に存在した問題点を抽出し、それらについて整理しておこうとする覚書の試論である。

ところで、労使労働共同体はその成立経緯と構想からして、たしかに「産業議会」と呼ぶにふさわしいものであったかもしれない。⁽⁶⁾ しかし、労使労働共同体を組織化する過程の中で、あるいは不完全な組織化にとどまりながらもそれが実際に活動する中で、労使労働共同体の理念は自由労働組合⇨A D G B傘下の労働組合員のどこまで浸透していただのであろうか。あるいは逆にどれほど組合員から乖離していただのであろうか。そういった問題を考えるとき、冒頭にあげたような数字の落差に、そして労使労働共同体をめぐる一九一九年と一九二二年との両労働組合大会における議論にわれわれは行き当たる。以下ではまず、両大会での議論の内容について検討する。ついで、冒頭で述べた投票結果について分析を行い、そこから何らかの展望を得ることをめざしたいと思う。

(1) 原語は「Arbeitsgemeinschaft」。この語を「労使労働共同体」と訳した理由については、拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」、成城大学『経済研究』第一〇〇号、一九八八年七月、一一八ページ以下参照。

(2) Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu

Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919, [Abk.: Protokoll. Nürnberg.], Berlin-Bonn 1980, S. 502. なお票数の後S括弧内の数字は、票数によって代表される組合員を表す。

- (3) 投票にあたっての票数は、大会に出席した代議員によって代表される組合員数で数えられる規定がある(A D G B規約、第三六条)。この場合、脱退反対派によって代表される組合員数の方が脱退賛成派のそれよりも多かったため、労使労働共同体脱退案は却下された。なおA D G Bの規約についてその変遷をたどる形で逐条的にまとめたもの「*„Vgl. Heinrich Pothoff, Freie Gewerkschaften 1918-1933. Der Allgemeine Deutsche Gewerkschaftsbund in der Weimarer Republik, Düsseldorf 1987, S. 316-347.*

- (4) Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, (1. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Leipzig vom 19. bis 24. Juni 1922. [Abk.: Protokoll. Leipzig.], Berlin 1922, S. 517.

- (5) 前掲拙稿「一四五ページ以下参照」。

- (6) H. Pothoff, a. a. O., S. 170.

二 対立する二つの潮流

一九一九年六月三〇日から七月五日にかけて、自由労働組合はニュルンベルクで第一〇回労働組合大会を開催した。一一の議題が予定されていたが、労使労働共同体については、第五議題「ドイツ工業労使労働共同体」で論じられた。またこの大会でA D G Bに改組した自由労働組合は、その三年後の一九二二年六月一九日から二四日にかけてライプツィヒで第一一回大会——A D G Bとしては第一回大会——を開催した。全部で九議題が予

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

定されており、労使労働共同体については第五議題「労使労働共同体と経済協議会 (Wirtschaftsräte)」で検討された。以下では、これら両大会における争点をとり上げ、その議論の内容把握に努めることにしたい。

一 ニュルンベルク大会

ここでは最初に、なぜADGBにとって労使労働共同体がさし迫った問題として立ちあらわれざるをえなかったのか、あるいはそういった問題提起が何に起因していたのかという点について考えてみよう。このことを考える手がかりは、大会における代議員の報告を検討することで得られるであろう。というのも、これらの報告こそが、労使労働共同体に対する組合員の観点を鮮明に表明しているからである。ここで重要になるのは労使労働共同体を支持するか否かの結論部ではなく、結論にいたる過程の論理である。その点を明らかにする作業の中から労使労働共同体をめぐる対立の軸をとり出すことがなされるべきであると思われる。

まずはじめに、労使労働共同体に関する二つの対立的な提案を見ておきたい。ひとつは労使労働共同体を支持する立場からなされたA・コーエン (金属労働組合所属・自由労働組合総務委員会委員) 案であり、他のひとつは労使労働共同体の受け入れを拒むパウエル・ランゲ Paul Lange (商業店員組合所属) 案である。いずれも大会決議文の提案として提出されている。すでに前稿で検討したように⁽¹⁾、コーエン案は労使労働共同体によって実現する労働者と企業家との同権的参加を前面に押し出し、そうした形式のうちに団体協約締結や職業紹介の前提創出といった労働組合の機能の強化を展望していた。それに対してランゲ案は、「労働組合の目的は、動揺をきたしている資本主義的経済秩序の固定化に協力することにあるのではない」と規定した上で、労使労働共同体を「企業

家の権力と影響を維持することがあきらかに意図されている」と性格づけた。これは逆に言えば、労使労働共同体はまさに資本主義的経済秩序を「固定化」させる要素であるという把握である。こうした点から提示されたラングの対案は、労使労働共同体体制に代わるレーテ体制の要求であった。すなわちラングは、「労働者は、レーテ体制を経て、生産過程における企業家の完全な排除にいたって、ますます大きな影響を手に入れる」のであり、それによって「使用者の搾取に終止符を打つ」という労働組合の目標の設定を主張するのである。⁽²⁾

では、ヴァイマル期のあるべき経済体制をめぐって以上のような対立関係にあった前者提案と後者提案については、それぞれの立場を代表する報告の中で、どのように論じられたのであろうか。つぎにこの点を整理しておこう。

労使労働共同体を支持する主報告を行ったのはコーエンである。コーエンは、労働協約締結の円滑な遂行や職業紹介の任務遂行といった、労使労働共同体によってもたらされる労働組合機能の強化を強調していた。またさらに、彼の報告においてより比重をしめる論点として、労使労働共同体メンバーの全国経済協議会参加による経済政策への関与を前面に押し出した点があげられる。これは労働組合機能の拡張を強調するものであった。とくに後者の論点は、単に労使労働共同体の中の労働組合というレヴェルの位置づけを超え、経済政策の担い手として労働組合を位置づけていたという点で、以後の労働組合活動の展望を切り開くものであったと言えるであろう。彼は、当時の経済相ルードルフ・ヴィッセル Rudolf Wissell（在任期間：一九一九年二月一日―七月二日）と経済省次官メレンドルフ Wichard Joachim Heinrich von Moellendorff によって練られたいわゆる共同経済構想の中に労使労働共同体を位置づけることを試みたのであった。⁽³⁾そこでコーエンは、労使労働共同体が労働者に

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

とって有する意義をつぎの点に求めた。すなわち、「被用者が「こうした諸問題に」直接にいろいろな働きかけをすることができるとあること」、これである。⁽⁴⁾ こうしたいわば労働組合機能の強化と拡張を展望する視点には、したがってかのランゲ案を批判する文脈にも適用された。すでに見たように、ランゲ案はそもそも当時の自由労働組合総務委員会体制を「動揺をきたした資本主義的経済秩序の固定化に協力し」ているとみなすところから出発していたが、それゆえにランゲ案に代表される思考は、労働組合の目的をこれと逆の点、すなわち「完全なる企業家の排除」を求めるといふ点におく。コーエンによる労働組合目的把握は、彼の報告の中でも述べられたように、「被用者としての労働者の利益を護る」ことに求められていたから、ランゲ案に見る労働組合の目的設定とはそもそも大きな隔たりがあったと言わねばならない。⁽⁵⁾

これに対して副報告者として議論を展開したのは、金属労働組合のリヒャルト・ミュラー Richard Müller である。ミュラーは独立社会民主党左派の論客として、エルンスト・ドイミッヒ Ernst Däumig やクルト・ガイアー Curt Geyer らとともにベルリンを中心に活動していたレーテ主義者であり、経済的・政治的権力すべてをレーテに委ねることをその内容とするいわゆる「純粹レーテ体制」論の推進者であった。⁽⁶⁾ ミュラーは、労使労働共同体を、労働組合の闘争的性格を完全に否定しざるものと基本的に把握していた。⁽⁷⁾ その具体的戦略として提示されたのがかのレーテ体制である。この構想においては、一三の生産部門にわたって経営（もしくは職業）を核としたレーテが組織され、それらが地区、全国へと統合されて生産の管理や規制をおこなう点、さらに経営や職場が政治的権力を行使する労働者レーテの選出母体になるという点⁽⁸⁾ からしてその「闘争」の内容は、ランゲ案にも言う「生産過程からの企業家の排除」だったのであり、さらには政治的権力をも（経営を核として）掌握する

という展望を有していたのである。そういった点で彼は、コーエンが論じたようなヴィッセルの共同経済構想を、第四議題で論じられた「労働組合の将来の活動に関する指針 Die Richtlinien über die künftige Wirksamkeit der Gewerkschaften」と軌を一にするものとみなしていた。いま、労使労働共同体に関する限りの点でこの「指針」を見ておこう。「指針」によれば、その第二項において労使労働共同体についてつぎのように把握されている。すなわち労使労働共同体は、「経済生活のあらゆる問題が同権的代表を基礎にして解決されるべき」機関として定式化される。さらに、労使労働共同体設立は、「企業家を経済面での民主主義の道へといたらしめた」というのであった。⁽⁹⁾このような「方針」をミュラーは「労働平和に関する案」とみなし、労使労働共同体が「労働平和」と「不可分な全体」を構成すると主張した。「使用者「の態度」はけっして変わらない」と考えるミュラーにとつて、ヴィッセルの共同経済構想の発想にある「労働平和」、すなわち「企業家との協働」は、「排斥されねばならぬ」かつたのである。したがって、「労使労働共同体のような機関に労働者は引き渡されてはならない」のであった。⁽¹⁰⁾

以上、二人の代表的議論から抽出される対立の軸は、労使労働共同体かレーテかという二者択一の問題である。コーエンは基本的には資本主義的な生産関係を維持したままで労働組合機能の強化・拡張を、労使労働共同体をつうじて実現することを展望する。それに対してミュラーらは、生産過程における支配関係を一挙的に清算することによって、企業家を排除し、労働者による生産の自主的管理を展望していた。こうした問題点に関する限りで言えば、ニュルンベルク大会での労使労働共同体をめぐる対立は、私的所有を問題とする資本主義的経済・政治体制をめぐる対立であったと言ってよいであらう。

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

しかし、この時点においては、労使労働共同体の正式規約すらできていなかった。むしろこの問題は、労使労働共同体が実際に活動してはじめて議論されるべきものであった。

二 ライプツィヒ大会

つぎにライプツィヒ大会における対立の軸をとり出す作業に移ろう。このときの議論を検討する際に気をつけるべき点は、前回ニュルンベルク大会においては労使労働共同体に関する正式規約も締結されておらず、暫定的な組織体としてしか労使労働共同体が存在していなかった点であり、実態を考慮した議論がなされていなかった点である。したがって労使労働共同体は、当時提唱された共同経済構想の一環として位置づけられたり、レーテ体制との関連で論じられたりし、いわば労使労働共同体の体制的位置をめぐって議論がなされたのであった。それに対しライプツィヒ大会は、労使労働共同体がさまざまな事態を経験してきた段階で開催されただけに、労使労働共同体についてもニュルンベルク大会において見受けられたような単なる構想にとどまらず、経験の評価、あるいはその経験にもとづいた展望として論じられた。

そこで、まずこの大会で提出された労使労働共同体関連の提案を一瞥しておく。第五議題「労使労働共同体と経済協議会」に関する提案は全部で一〇にのぼっていた。それらのうち、労使労働共同体からの脱退もしくはその原理の拒否を主張するものが半数の五（提案一九―二三）あり、他は労働者代表機関としての被用者会議所 *Arbeitnehmerkammer* に関するものであった。ここでさきにあげた提案一九以外のいくつかを見ておこう。労使労働共同体は「労働者階級に重大な損害を与え」、「労使労働共同体という隠れ蓑のもとで生産大衆の搾取はま

すます大きなものとなった。企業家との共同体でなく、資本に対する先鋭的階級闘争が労働組合のモットーでなければならぬ」（提案二二〇）というもの。あるいは、「現時の経済政策は階級闘争の性格に対応するものではなく、「ADGB上部が抱いている経済政策は単なる改良主義であり、それは企業家との労使労働共同体に原因があるのであり、「労働組合」創設にあたってわれわれの指導者が前面に押し出した目標にわれわれを導くものではない」というもの（提案二二一）。さらに「資本家階級に対する「労働者の」完全な運動の自由、したがって理屈の上での同権原則にもとづく労使労働共同体の拒否」を要求するもの（提案二二三）などがそれである。⁽¹⁾ いずれの提案も、そこで主張されたのは企業家に対する階級闘争の強化である。

このような労使労働共同体に対する攻撃的提案に対してADGB指導部を代表したのが、当時ADGB幹部会メンバーにもなっていたヴィッセルであった。彼は本議題において主報告者として登場し、労働組合にとっての労使労働共同体の意義を説いた。ヴィッセルの議論をまとめておけばつぎのようになる。

今や生み出されている「時代の要請としての認識」とは、「われわれの国民経済の再建は、労働者階級の力なしで済ませることができないという認識」である。この認識が「経済における同権的主体のための労働者組織を生み出した。」そこで労働組合的—社会政策的な作業と並行してあらわれたものは、「経済生活の新たな建設を「企業家と」協働して行う」という「われわれの義務」である。従来の労働組合理念は、使用者と被用者との対立から出発していたが、「今やわれわれは、国民経済、世界経済の中で成長している。また全体の利益という意味で、国民経済生活の発展に協力する義務が生じている。」その例が、一九二二年六月のギーセンの炭鉱労働組合総会での議論である。そこでは「生産の問題、他の諸問題において、労働者は多くの面で使用者と利益が一致してい

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

「がゆえに、「経済的諸問題は共同的労働で解決されなければならない」として、労使労働共同体が擁護される。「われわれは発展に協力する勇氣とエネルギーをもたねばならない。」⁽¹²⁾

こうした見解は、ニュルンベルク大会においてコーエンに代表された議論とその基本的観点は同じであると言える。ただしヴィッセルは、労働組合もしくは労働者を経済諸政策の主体にまで高める展望を有していた点には注意が払われるべきであろう。これをヴィッセルは「経済指導の能力」と称し、彼の「決議」としてつぎのようにまとめている。「プロレタリアートの力の強大化は、被用者が経済機構の中に入って、精神的に成長することにある。労働者が十分な専門的知識をもって、経済のあらゆる問題に対し、企業家と討議し、そして階級闘争を効果のあるものに行うことができはじめて、労働者は、目標として努力して得られる経済秩序を打ち建てることができるし、また経済を指導する能力があるということになる」⁽¹³⁾と。これはのちの「経済民主主義」思想の根幹をなすひとつの要素として発展していく。⁽¹⁴⁾

以上のようなヴィッセルの見解に対し、それまでの労使労働共同体、とりわけその中央団体である中央労使労働共同体の実態から反論を展開したのが製靴工組合委員長のヨーゼフ・ジーマン Josef Simon である。彼は「利害対立の均衡という視点に立つ」ものとして労使労働共同体を捉え、労働組合の先鋭的階級闘争を主張した。ジーマンは自らが中央労使労働共同体に携わっていた経験からその実態を浮き彫りにしてつぎのように論ずる。

「労働者の利益にとって……何をなすべきかが重要であるというその時、労使労働共同体は常に機能しなかった。」これはとりわけ、一九二〇年三月のカップ一揆 Kapp-Putsch の際の中央労使労働共同体の行動を指しての発言である。ジーマンは、カップ一揆後に中央労使労働共同体が出した報告書を批判する。ジーマンによれば、

その報告書は、ベルリンに侵入し新政府樹立を宣言したカップが敗北の末ベルリンから逃走したのは、「中央労使労働共同体の」中央理事会のそれぞれの優れたメンバーの努力があった」からだと記している。しかし彼は、カップの退却は「個人」のそうした努力」に還元されるのではない」と述べ、労働組合主導のゼネストこそがそれらをもたらした点を強調する。「というのはゼネストが起こらなかつたならば、「中央労使労働共同体の」個人はさらに大いに苦勞していたかもしれないからであり、カップ政府は退却させられてはいなかつたであろうか⁽¹⁵⁾」と。この議論から理解されるように、彼は労使労働共同体の政治的側面における無能ぶりを痛烈に批判した。また、こうした事態を引合いに出すことで、労使労働共同体における同権機能に対しても懷疑の目を向ける。ジーマンは、労使労働共同体における「同権的審議を、労働者階級にとっての利点であるとか、勝利であるとか思っていない。……このような審議は常に悪しき妥協である」とまで述べている⁽¹⁶⁾。しかも、この時点で金属労働組合、建設労働組合、大工、石工、製靴工、塗装工、食肉、毛皮加工の各組合が参加していない労使労働共同体は、彼の目に「トルソ」と映じたにすぎなかつた⁽¹⁷⁾。

ジーマンの他に、金属労働組合のローベルト・ディスマン Robert Dißmann も、政府が労使労働共同体に対して要請した労働時間短縮および賃上げについての検討を断わつた事実を挙げ、労使労働共同体において労働者にとって何らかのプラスになる成果があげられたという議論に反論した。こうした労使労働共同体は、彼によれば「常に存在する争いの種」であり、労使労働共同体からの脱退によってそうしたものは「労働組合運動からなくなるであらう」と言うのであつた⁽¹⁸⁾。

ここで取り上げた議論は、この時点までの労使労働共同体が実際にどのような機能してきたかをめぐって展開

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

された議論である。それらを見る限り、ここでの基本的な対立の軸は労働組合と企業家との利害代表のあり方に関わるものである。ヴィッセルら労働組合幹部は、労使労働共同体が労働者の利益を十分に代表し、かつそこでは労働組合が将来経済活動の主体にまなりうるとの明るい展望を表明している。それに対してジーマンらは、労使労働共同体がすでに労働組合の利益をストレートに代表する機関として機能していない事実を突きつけることによって、その弊害を強調していた。こうした意識の強まりが、つぎに見るような投票結果に如実にあらわれることになったのである。

- (1) 前掲拙稿「一三七ページ以下参照」。
- (2) ローエン案、ランゲ案のみ、vgl. Protokoll. Nürnberg, S. 37.
- (3) ローエンはこれを、経済省が構想する経済体制として披露した。Vgl. Protokoll. Nürnberg, S. 463. なお共同経済に關しては、ヴェッセル自身が『ノイエ・ツァイト』誌に寄稿してその構想を明らかにしている。Rudolf Wissell, Zur Rate-Idee, Die Neue Zeit, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 195ff, insbes. S. 203-204.
- (4) Protokoll. Nürnberg, S. 464.
- (5) Ebenda, S. 466.
- (6) Vgl. Peter von Oertzen, Betriebsräte in der Novemberrevolution. Eine politikwissenschaftliche Untersuchung über Ideengehalt und wirtschaftlichen Arbeiterkräfte in der deutschen Revolution 1918/19, 2. erweiterte Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1976, S. 69ff.
- (7) Protokoll. Nürnberg, S. 468.
- (8) 一三三の生産部記のみ、

- ① 農業、園芸業、畜産業、林業、漁業
 - ② 炭鉱、冶金・製塩業、泥炭採掘業
 - ③ 土石材・建設産業
 - ④ 金属産業
 - ⑤ 化学産業
 - ⑥ 紡績業、既製服製造業
 - ⑦ 製紙産業、製図業
 - ⑧ 皮革―靴産業、皮革類材料産業
 - ⑨ 木材・チップ産業
 - ⑩ 食品・嗜好品産業
 - ⑪ 銀行・保険・商業
 - ⑫ 交通業
 - ⑬ 自由業
- 自由業。 Vgl. ebenda, S. 471-473.
- (9) Ebenda, S. 58.
 - (10) Ebenda, S. 480, 487.
 - (11) Protokoll. Leipzig. S. 62-63.
 - (12) 自由業の自由業。 Vgl. ebenda, S. 468-470.
 - (13) Vgl. ebenda, S. 37-38.

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

- (14) Vgl. Fritz Naphthali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, (Berlin 1928), 4. Aufl., Köln-Frankfurt am Main 1977, S. 50. 山田高生訳『経済民主主義——本質・方途・目標——』、御茶の水書房、一九八三年、三七ページ。
- (15) Protokoll, Leipzig, S. 479. なお、カッパ一揆とそれに対する労働組合の対応については、vgl. Hans H. Biegert, Gewerkschaftspolitik in der Phase des Kapp-Lüttwitz-Putschs, in: Hans Mommsen, Dietmar Petzina u. Bernd Weisbrod (Hrsg.), Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik, Bd. 1, Düsseldorf 1974, S. 190ff. 花見 忠『労働組合の政治的役割——ドイツにおける経験——』、未来社、一九六五年、一八二ページ以下参照。
- (16) Protokoll, Leipzig, S. 481.
- (17) Ebenda, S. 483. すなわち一九一九年三月、金属労働組合は組合大会で労使労働共同体からの脱退を決議する。また製靴工組合も一九二〇年四月、組合大会で同様の決議をしている。Vgl. Gerhard Laubscher, Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB), 1918-1923, Frankfurt am Main 1979, S. 55-56.; Michael Ruck (Bearb.), Die Gewerkschaften in den Anfangsjahren der Republik 1919-1923 (Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert, Bd. 2.), Köln 1985, S. 237ff.
- (18) Protokoll, Leipzig, S. 491.

三 投票結果の分析

以下においては、前節で検討したような大会の議論が具体的な数字としてどのようにあらわれたかを確認して

おきたい。

一 投票の内容

冒頭で紹介した数字について、それがどのような提案に対してなされた投票結果であるかをまず明らかにしておかねばならない。

ニュルンベルク大会で労使労働共同体について議論されたのは、大会第四日の七月三日である。「提案E・一」として提出されたコーエンの決議提案については、翌四日、投票された。コーエンの議論についてはすでに検討したから、ここでは彼の提案の結論部だけを示しておこう。「大会はすべての労働組合に労使労働共同体の活動に参加することを勧め⁽¹⁾る。」

他方、ライプツィヒ大会で労使労働共同体について議論されたのは大会第五日の六月二二日であった。「提案一一九」としてすでに提出されていたつぎのような提案について、翌二三日、投票された。「大会は中央労使労働共同体からの脱退を決議する⁽²⁾。」この提案は製本労働組合、鉄道労働組合、工場労働組合、木材労働組合⁽³⁾、皮革労働組合、金属労働組合、そして大工労働組合の各地区支部から連合で提出されたものであった。

以上からつぎのような点が確認されてよいであろう。すなわち、それぞれの大会の提案において、ニュルンベルク大会は自由労働組合傘下の各労働組合が労使労働共同体に参加するか否かを問うたのに対し、ライプツィヒ大会はADGBとして中央労使労働共同体に参加すべきか否かを問うた。この点では両大会の投票の結果が有する意味はまったく同じものではない。しかし、両大会とも、もともと基本的なスタンスにおいて、労使労働共

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

団体という組織体系を支持するか否かという問題を提起していた点では共通した⁽⁴⁾こと、これである。そうした点を踏まえて、労使労働共同体体系を支持するか否かの観点からこの二つの投票結果を分析することが許されるであろう。

二 投票の推移

大会議事録には、投票の結果について投票の対象になった提案事項に反対票を投じた者および投票を棄権した者の名前がすべて記録されている。したがって第一に、代議員がある提案事項に対して有していた基本的姿勢は、そこに名前が記されているかどうかを調べることによってただちに読みとれる。それに加えて議事録は、大会に参加した各組合代議員の出席者リストを備えているから、第二として、このリストと投票結果の名前とを照合することによって、各組合がある提案に対してどの程度の割合で反対したか、逆に見れば容認したか、が読みとれる。さらにここから第三の点として浮かび上がるのは、各組合内部においてどれほどの意見の一致が見られるかという、いわばその組合の均質性が推測されることである。

この点について具体的な例をあげておこう。ニュルンベルク大会において金属労働組合は一九人の代議員が割り当てられていた(組合員数は一、二四八、三三八人)。この時の「提案E・一」に対する投票結果は、投票代議員数一一七名中(棄権二名)、「反対票が六七票であった。したがって、「提案E・一」支持票は五〇票となり、労使労働共同体支持の割合は、金属労働組合全組合員の四二・七パーセントということになる。それに対してライプツィヒ大会においては、代議員数一六〇人であり、「提案一一九」に対して投票に参加した代議員数は一五七名

(棄権二名、確定不能一名)、反対票が四票であったから、中央労使労働共同体支持の割合はわずか二・五パーセントにとどまっていたことになる。⁽⁵⁾つまり、ある提案に対する投票結果において、賛否いずれかのパーセンテージが著しく高い、もしくは低いということになれば、労働組合としてまとまった意思表示をしたことになり、均質性はきわめて高いといえる。その逆にパーセンテージが五〇パーセントに近づけばそれだけ内部が割れていることを示しており、その均質性は低いことになる。ただし、その均質性が何に由来するものであるかについては、個々の組合についての検討が必要になることは言うまでもない。しかしこの点については、現在のところ断念せざるをえない。

とりあえずここでは、労使労働共同体についての一九一九年ニュルンベルク大会と一九二二年ライプツィヒ大会における投票結果を、さきに述べたように労使労働共同体体制を支持するか否かで分類し、その推移を見るにあたって、考察対象に若干の制限をつけておきたい。一九一九年のニュルンベルク大会時の労働組合数は全部で五二組合、一九二二年のライプツィヒ大会時の労働組合数は全部で四八組合であった。一九一九年大会開催時から一九二二年大会開催時までの間に何らかの事情でA D G Bから脱退したり、別組合に統合されたりしたものが九組合あり、また一九二二年開催時までに新たに組織された組合が五組合ある。⁽⁶⁾したがって、これらを除けば、両大会ともに参加していた組合は四三組合ということになる。さらにこれらの組合の中でも非常に規模の小さないくつかの組合がある。いまライプツィヒ大会時点において代議員が五人以下

(表1) ライプツィヒ大会における小組合数

代議員数	組合数
1	15
2	2
3	2
4	1
5	1

Protokoll. Leipzig. S. 4-23. より作成。

(表2) 労使労働共同体に関する支持票・支持率の推移

組 合	ニュルンベルク大会 (1919)			ライプツィヒ大会 (1922)			支持率 (%)	
	代 員 議 数	① 有 効 投票数	② 支 票 持 数	代 員 議 数	③ 有 効 投票数	④ 支 票 持 数	1919 ②/① ×100	1922 ④/③ ×100
金 属	119	117	50	160	157 ²⁾	4 ²⁾	42.7	2.5
織 造	30	29	14	59	59	21	48.3	35.6
運 輸	39	37	34	57	57	35	91.9	61.4
農 業	19	19	19	48	47	44	100.0	93.6
鉄 道	27	23	12	42	38 ¹⁾	16 ¹⁾	52.2	42.1
炭 鉱	46	42	33	39	33 ¹⁾	22 ¹⁾	78.6	66.7
工 業	55	53	34	37	36 ²⁾	25 ²⁾	64.2	69.4
木 材	19	18	17	36	36	32	94.4	88.9
建 設	30	29	26	30	30	24	89.7	80.0
現 業	35	35	26	29	28	1	74.3	3.6
職 工	13	12	5	10	10	0	41.7	0.0
製 靴	10	10	9	10	9	8	90.0	88.9
煙 草	8	8	5	9	9	9		100.0
機 械	11	11	8	9	9	8	72.7	88.9
火 車	12	12	12	8	7	7	100.0	100.0
大 工								
ビ ー ル								
造 精								
製 粉	10	10	10	8	8	6	100.0	75.0
印 刷	13	12	12	8	8	8	100.0	100.0
パ ン	6	6	6	7	7	5	100.0	71.4
塗 装	7	7	5	6	5	5	71.4	100.0
陶 器	5	5	5	6	6	4	100.0	66.7
石 工	5	5	5	6	6	3	100.0	50.0
21組合の 小 計	508	89	339	615	(600) ³⁾	(281) ³⁾	69.3	(46.8) ³⁾
その他の 組 合	—	112	81	—	72	46	72.3	63.9
合 計	644 ⁴⁾	601	420	694 ⁵⁾	672	327	69.9	48.7

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

Protokoll. Nürnberg. S. 4-29, 502-503. ; Protokoll. Leipzig. S. 4-33, 518-519. より作成。

- 1) A. シュミット A. Schmidt なる人物が炭鉱、鉄道両組合にそれぞれおり、どちらかが「提案119」に反対票を投じている。しかし、この点に関しては確定不能のため、A. シュミット票は投票代議員数、反対票数から除外した。したがって実際の投票数は、炭鉱34票、鉄道39票である。
- 2) 1)と同様の事情により、確定不能の数字を除外してある。なお、本節注(5)参照のこと。
- 3) 括弧内の数字は1), 2)の2点を考慮して修正した投票数および支持率である。全体の得票数として見た場合、ここでは同じ名前のケースがあったとしてもそれらは除外して考える必要はないから、投票者数および支持票は実際の小計よりそれぞれ4票、2票多くなっており、支持率もその数字から算出してある。
- 4) うち出席者は636人。Protokoll. Nürnberg. S. 22.
- 5) うち出席者は690人。Protokoll. Leipzig. S. 24.

(表3) 労働組合組合員数

単位：人

組 合	ニュルンベルク 大 会	ライプツィヒ 大 会
金 属	1,248,338	1,567,335
織 維	250,101	589,964
運 輸	338,709	571,080
農 業	120,000	636,114
鉄 道	247,000	450,503
炭 鉱	422,610	459,270
工 場	408,916	653,204
木 材	276,762	375,190
建 設	260,700	470,255
現 業 職 員	174,062	291,776
製 靴	61,732	95,273
煙 草	48,067	122,719
機 械・火 夫	38,933	89,948
大 工	55,879	89,508
ビ ー ル 醸 造	58,000	76,062
製 粉		
本 刷	49,330	80,953
印 刷	65,000	74,337
パ ン・菓 子	38,568	70,270
塗 装	35,335	55,573
陶 器	27,000	60,425
石 工	26,226	46,318

Protokoll. Nürnberg. S. 4-29.; Protokoll. Leipzig.
S. 4-33. より作成。

のそうした小組合を見てみると、おおむね組合員数が五万人以下の職業別組合がそれにあたる。それらは全部で二一組合あり、そのうちの約七割にあたる一五組合は代議員枠が一人しか与えられていない(表一)。これらの組合は、投票の推移を検討するには余りにも数が小さいと思われる。したがって、ここでは両方の大会に参加し、かつ両方の大会をとおして代議員六名以上を維持していた二一の組合を対象として表を作成し、他の小組合は「その他」として数字を一括して掲げることとする。

これら二一の組合について、ニュルンベルク大会とライプツィヒ大会とにおける労使労働共同体支持率をまとめたものが(表二)である。この表では代議員数の多い組合から順に整理しなおしてある(なお、大会時における

各組合員数は(表三)を参照)。(表二)の②および④の「支持票数」とは、いずれも労使労働共同体を支持する票数を示しており、それぞれの提案に対する支持票ではないことに注意しておかねばならない。すなわち、ニュルンベルク大会において

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

は「提案E・一」に対する賛成票数がここでの支持票数②であり、ライプツィヒ大会においては「提案一九」に対する反対票数がここでの支持票数④である。支持率は、有効投票数に対する労使労働共同体支持票の割合であり、百分率で表示した。

三 結果

投票結果の推移からつぎのような点が浮かび上がってくるであろう。

まず第一に、労使労働共同体支持率の変動が非常に極端な組合が見受けられることである。その著しい例としては、金属労働組合、現業職員労働組合、製靴工組合をあげることができる。金属労働組合は労使労働共同体支持率が四二・七パーセントから二・五パーセントへと下降している。これはニュルンベルク大会時点でもそもも労使労働共同体を支持しない組合員の方が多かったが、ライプツィヒ大会においてはその傾向が一段と強まったことを示している。その極端な例が製靴工組合であろう。この組合はニュルンベルク大会では労使労働共同体を支持する組合員がいくらかいたのが、ライプツィヒ大会においては誰一人としていなくなっていた。ライプツィヒ大会において労使労働共同体支持率が〇パーセントであったのは、他に精肉従事者組合、園芸家組合、銅加工組合、毛皮加工組合、職人頭組合、船大工組合、搾乳夫組合といった代議員が一人ないしは二人の最小の部類に属する組合にとどまっております（精肉、園芸家の二組合が代議員二人、他はすべて一人）、しかも代議員が三人以上の組合の票は——代議員数一〇人の製靴工組合を除けば——すべて賛否双方の票が出ていたことから、いかにこの組合がライプツィヒ大会で特異な色彩を放っていたかを推し量ることができるであろう。また現業職員労働

組合はニュルンベルク大会では労使労働共同体支持派が四分の三を占めるほどであったのが、ライプツィヒ大会になるとその支持者はわずか一人となってしまった。こうした点からしても、これらの組合はライプツィヒ大会においてきわめて高い均質性を有していたと考えられる。それが労使労働共同体不支持という側面で表れたのである。

第二にあげられるのは、第一の場合とまったく逆に、終始一貫して労使労働共同体に対して高い支持率を維持している組合が他方で認められるということである。いま(表2)の金属労働組合から現業職員労働組合までのいわゆる一〇大組合を見てみると、農業労働者組合、木材労働組合、建設労働組合がそれにあたる。これらの組合は、労使労働共同体支持の側面で高い均質性を示している。

しかし第三に、労使労働共同体構想と関わらせてこれらの推移を検討するとき見落としてはならないつぎのような点がある。すでに前稿で見たように、労使労働共同体は一九一九年一二月の正式規約において、鉄・金属工業、食品・嗜好品産業、建設業、繊維工業、鋁業、石材・土建業、木材業、衣料品工業、製紙工業、皮革業、運輸業、ガラス・窯業、化学工業、石油・油脂工業の一四産業部門で組織されることが唱⁽⁷⁾われていた。そこには、高い均質性を有していたと思われる農業労働者組合や現業職員労働組合といった非工業部門は含まれていない。にも関わらず、他の労働組合と比較してこうした高い一致を労使労働共同体に関して示しているのである。

(一) Protokoll. Nürnberg. S. 37.

(二) Protokoll. Leipzig. S. 62.

(三) 原語は Fabrikarbeiter. Fabrikarbeiter によって組織された労働組合の中央組織が Verband der Fabrikarbeiter

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

Deutschlands である。Fabrikarbeiter の労働組合は、従来の職業別組合や、あるいはそれらが収斂する形で産業別に組織化されてきたいわゆる産業別組合（ドイツ金属労働組合がその典型）とは異なった範疇にはいり、主として紙・化学産業に従事する不熟練労働者によって組織された。適訳がないため、ここではとりあえず「工場労働者」と直訳しておいた。Vgl. G. Laubscher, a. a. O., S. 16-18; Dieter Fricke, Handbuch zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Berlin 1987, Bd. 2., S. 953.

(4) たとえば中央労使労働共同体の基礎的研究をおしすすめているフェルドマンらも、この点に関しては、ニュルンベルク大会の投票結果を「中央労使労働共同体を擁護する決議」として捉え、またライプツィヒ大会の投票結果を中央労使労働共同体にたいして「賛成」であったか「反対」であったか、という観点から捉えていることにここでは注意を払っておきた。Vgl. Gerald D. Feldman, Ingegard Steinisch, Industrie und Gewerkschaften 1918-1924. Die überforderte Zentralarbeitsgemeinschaft, Stuttgart 1985, S. 50, 96-97.

(5) 投票者と出席リストを照合した結果、F・シュライバー、F. Scheiber なる人物が反対票を投じたことが判明したが、F・シュライバーの名は工場労働組合と金属労働組合にそれぞれ認められるため、ここでは両組合のF・シュライバー票は投票代議員数から除外して計算した。したがってこの場合、金属労働組合の代議員は実際には一五八人が投票したことになる。

(6) たとえば、ニュルンベルク大会において別々に参加していた事務職員組合と商業店員組合は、一九一九年に合同してADGB傘下の組合として職員組合を結成したが、一九二一年にADGBから脱退した。H. Pothoff, a. a. O., S. 26-27. これ以外にライプツィヒ大会で名前が消えている組合として、彫刻家組合、活版・石版印刷臨時工組合、飲食店店員組合、家事手伝い組合、仕立て・洗濯職従業員組合、壁張り職従業員組合、民間音楽家組合がある。また、ライプツィヒ大会までに新たに組織された組合として、衣料労働者組合、消防士労働組合、製図職従

業員組合、音楽家組合、搾乳夫組合がある。

(7) 前掲拙稿、一二八ページ以下参照。

四 小 括

以上をまとめる作業をとおして、労働組合と労使労働共同体との関係について考察を加え、若干の問題点を提示しておく。

まずはじめに、二つの労働組合大会をとおしての労使労働共同体支持率変化が持つ意味について考えてみたい。

その第一は、大会の議論の内容からこの支持率変化の要因を推定することができることである。この点は、労使労働共同体への参加に反対を表明する論者らの論理展開をたどることが導きの糸になる。すでに若干の考察をしたように、一九一九年ニュルンベルク大会においては、労使労働共同体は、戦後ドイツの経済体制をどうするかという観点からレーテとの対比で論じられた。ここでの議論は労使労働共同体の実態をもとにされた議論ではなかった。当時労使労働共同体は、労使労働共同体全体を外に向けて代表し、実務を遂行する中央理事会 Zentralvorstand が組織されていたものの、実務遂行の是非を決定する中央委員会 Zentralausschuss は完全に組織されていなかった。実際、この時点においては労使労働共同体の正式規約についての検討がまだに行われていたし、一九一八年一二月の暫定規約で詳細な規定がなされていなかった中央委員会に関しては、大会が始まる約一カ月前の五月、中央理事会は三〇〇人から成る中央委員会の規模の縮小を要請しているほどであった。⁽¹⁾

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

たがってニュルンベルク大会での労使労働共同体は、労働組合にとってのひとつの選択肢として対象化されていたと言える。ここでの議論は、とりもなおさずイデオロギー色を帯びた一種の路線表明とならざるをえない。それに対してライプツィヒ大会での労使労働共同体をめぐる議論および投票の結果は、労使労働共同体という実態に即してなされた議論であり、判断であったと言えるであろう。もちろんニュルンベルク大会から労使労働共同体を一貫して敵視してきた票は別であるが、ニュルンベルク大会において労使労働共同体支持票を投じ、かつライプツィヒ大会で不支持票を投じた組合員は、労使労働共同体の実態への失望を表明したものが多くを占めていたと考えることができる。ただし、ライプツィヒ大会における労使労働共同体反対論の視点は、ジーモンに代表されるように、労使労働共同体を過度に政治的領域に引き寄せて論じたものであったという点は看過されてはならないであろう。もとよりジーモンがとりあげたカップ一揆それ自体は、経済的問題というよりはむしろ純粋に政治的問題であった。したがって、カップ一揆の際に実行されたゼネストはあくまでも政治的課題に込めるものであって、元来の労使労働共同体機能とは結び付くような種類のものではなかったはずである。労使労働共同体がこのような政治的機能は予定されていなかったのに対して、あえてそれに政治的機能を求めたのは、逆に見れば、反対派が有した労働組合の政治的機能拡張への強い執着であったように思われる。

したがって、第二に、労使労働共同体支持率の変化は、個々の労働組合の性格を示す結果となってあらわれている。すなわち、労使労働共同体支持率の著しい低下を示した金属、現業職員、製靴といった労働組合は、労働組合機能の政治的側面を前面に押し出そうとしていたと推定される。こうしたいわばより政治的路線に傾いていた労働組合に対し、労使労働共同体を支持する姿勢を貫いてきた農業、木材、建設といった労働組合は、労

使労働共同体の中に労働組合の利益代表の正当性を認めていたという点で、かの政治的路線からははるかに離れた位置にいたと言つてよい。この点について提起されるのが、これらの労働組合がこうした姿勢をとつた背景にあるものは何であるのかという問題である。つまり、これら個別の労働組合が一致してある意思を表明しなければならなかつた基本的要因が、労使労働共同体支持・不支持をめぐつて存在したのかどうかという問題がそれである。ただし本稿のように、A D G Bの全国大会に考察を限定している以上、この点は何ら明らかにはなつてこないという限界をここではひとまず認めておかねばならない。むしろこの点は、各産業の固有性とそれに対応する労働形態とが個々の労働組合の性格を規定していくという仮定に立つて、各労働組合の固有的性格を探り出す中から明らかにされねばならない問題である。

しかし、さらに、この問題と関連して見過ごすことのできない事実がある。これは投票推移の問題としてよりもむしろ票の質に関わる問題である。すでに指摘したように、農業や現業職員といった労使労働共同体（特に産業部門別に構成された全国労使労働共同体）に直接に参加のチャンネルを有していなかつた労働組合が、ライプツィツヒ大会において、前者は支持、後者は不支持という形でまとまつた意思表示をしていた。はたして直接参加のチャンネルを持たない労働組合が一致して労使労働共同体に対する意思を表明しなければならぬ何らかの要因が存在したのであらうか。

そうした点を考えるとき浮かび上がってくるのが、労使労働共同体、特に中央労使労働共同体と暫定全国経済協議会 *Vorläufiger Reichswirtschaftsrat* との関係である。憲法第一六五条で唱われていた全国経済協議会は、「暫定全国経済協議会令 *Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat*」（一九二〇年五月四日公布）によ

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題

り具体化された。この機関は、さまざまな利益グループ代表から構成される一種の協議機関である。暫定全国経済協議会は全部で一〇の部門から構成されていたが、使用者と被用者との利害対立が生ずる①農林業部門、②園芸・漁業部門、③工業部門、④商業・銀行・保険業部門、⑤交通・公企業部門、⑥手工業部門のそれぞれにおいては、労使同数のメンバーが各利益団体から派遣され、社会政策・経済政策に関する重要問題が協議されることになっていった。⁽²⁾したがってこれら六部門においては、原理的には中央労使労働共同体と相違があったわけではなく、その機能面においても中央労使労働共同体に非常に近似していたと言える。ここで注目されるのが、第三部の工業部門、第五部の交通・公企業部門、第六部の手工業部門のそれぞれにおいては、中央労使労働共同体の被用者代表によって任命された人物が、暫定全国経済協議会各部門の被用者代表の一部を構成することが規定されていた点である。⁽³⁾すでに暫定全国経済協議会は一九二〇年六月三〇日に第一回の会議を開き、活動を開始していたから、⁽⁴⁾ライプツィヒ大会での労使労働共同体脱退案に対する投票は、中央労使労働共同体による暫定全国経済協議会への代表派遣の問題にも大きく関わらざるをえなくなっていたであろうことは推測できる。つまり、A D G B の労使労働共同体からの脱退が決議されれば、A D G B は暫定全国経済協議会に代表を派遣することが実質的にできなくなることを懸念せねばならなかったのではあるまいか。それゆえに労使労働共同体をめぐる問題は暫定全国経済協議会の問題に直接に結び付いていたのであって、労使労働共同体支持・不支持を打ち出すことは暫定全国経済協議会支持・不支持を打ち出すことでもあった。したがって、農業労働者組合や現業職員労働組合の労使労働共同体に対する一致した態度表明は、これら労働組合の暫定全国経済協議会への取り組みをも明示していたと考えてよいであろう。⁽⁵⁾

- (1) Vgl. G. D. Feldman u. I. Steinisch, a. a. O., S. 37f.
- (2) 条文は' Vgl. Reichs-Gesetzblatt, 1920, S. 858-869. なお、その他の部門は、消費者代表部門、官吏・自由業代表部門、議会（共和国参議院）任命の個人部門、政府任命の個人部門である。
- (3) たとえば第三部の工業部門は労使合わせて六八人のメンバーで構成されることになっていたが、その半数にあたる三四人の被用者代表のうち三一人は中央労使労働共同体による旨、規定している（第二条）。
- (4) Werner Schubert (Hrsg.), Protokoll über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats, Bd. 1, Frankfurt am Main 1987, S. 1ff.
- (5) これらの点に迫るには、労使労働共同体および暫定全国経済協議会の実態を探り出す作業が不可欠なものとなる。これについては今後の研究に期したい。

付記 本稿は昭和六三年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。